

要望等記録一覧表（令和6年5月分）

No. 30	【要望者区分】	個人（公職者以外）	【要望者氏名(名称)】	—
【件名】	職員の職務態度について			
【要望等の概要】 先日高山町にて、農林課職員に不法投棄について要望をしたが、十分な対応をしてもらえなかった。このことについて、文書にて報告は行われているのか。報告が行われていないのであれば、職務怠慢であるので市長に書面にて報告する。				
【対応方針等の概要】 この件に関しては、当時現場で担当課に報告しますと申し上げた通りです。とお伝えしましたが、納得されず、「お前は、市民に嘘をついたということで、弁護士と一緒に市長のところへ、嘆願書を持って行くから、そうなればお前は懲戒免職やからな。」などと威圧的な言動がありました。 後日、不法投棄についての要望に係る嘆願書を持って来られ、この件に関しては、今後一切電話しないし、回答も不要とのことでした。 またその数日後、電話があり、職員に対して民事裁判をしようと言ってこられ、「私は、1,000万や1億は、何でもないが、裁判に負けたら、そのお金を払わなあかんねんで。自分仕事をしながら裁判の事もできるんか。自分わかるか、訴えられてんねんで。それで仕事すんねんな。俺は、ええ弁護士つけんで。負けたら全額負担やで、わかるか。それが嫌なら、誤解を解くために、課長と自宅に来ていただいて、話し合いの場を設けることや。そして、二人の言っていることは正しいと言ってもらったらええねん。」と仰り、要望に対する回答は変わりませんとお伝えすると、切電されました。				
【担当部署】	農林課			